

【イタリア】司法組織に関する憲法改正の動向

海外立法情報課長 芦田 淳

*2025年10月、裁判官と検察官のキャリアを分離するとともに、司法官の自治組織である司法職高等評議会を分割し、一部の権限を新設の機関に移す憲法改正案が国会で可決された。

1 経緯等

本稿では、司法組織の見直し等を行う憲法改正法律案（「司法組織及び懲戒裁判所の設置に関する規範」）¹を取り上げる。同法律案は全8か条から成り、その内容は、①従来「司法官」として一体であった裁判官と検察官のキャリアを明確に分離すること、②司法官の自治組織である司法職高等評議会（Consiglio superiore della magistratura）を2つに分割するとともに、その権限の一部を、新設される懲戒高等裁判所（Alta Corte disciplinare）に移管することである。

憲法改正法律の制定には、各議院で2回ずつ可決される必要がある。各議院の2回目の表決については、その議員の3分の2の多数に達しない場合、一議院の議員の5分の1、50万人の選挙人又は5つの州議会は、改正の賛否を問う国民投票の実施を要求することができる。要求が行われ、国民投票中央事務局により当該要求が適法と認められれば、大統領令による公告を経て、国民投票が行われる。国民投票において有効投票の過半数が賛成であれば、大統領による署名を経て、憲法改正法律は効力を生じる（以上、憲法²第138条等）。

この規定に従って、中道右派政権により提出された今回の憲法改正法律案は、2025年9月18日に下院（400議席）、同年10月30日に上院（205議席）で2回目の表決が行われ、賛成がそれぞれ243票、112票で可決された。2回目の表決における賛成票が3分の2に達しなかったため、国民投票の要求が行われ、同年11月18日、国民投票中央事務局は、当該要求を適法と認めた³。国民投票を経て今回の改正が実現すれば、現行憲法に対する21回目の改正となる。

2 改正の主な内容

(1) 司法組織の見直し

(i) 従来の規定

現在の憲法規定によれば、司法権能は、司法組織に関する規範により設置され、規律される通常司法官が行使し（第102条）、司法府は他のいかなる権力からも独立した自律的な組織であるとされ（第104条）、（裁判官と検察官は単なる職務の違いであり）司法官は一体として捉えられてきた。また、司法官の任用、補職、転任、昇進及び懲戒処分に関しては、司法組織に関する規範の下、司法職高等評議会が担ってきた（第105条）。同評議会の構成員は、大統

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

¹ “Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Norme in materia di ordinamento giurisdizionale e di istituzione della Corte disciplinare»,”（『司法組織及び懲戒裁判所の設置に関する規範』に係る、第2回目の表決において各議院の構成員の3分の2には満たない絶対多数により可決された憲法的法律の法文）*Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 30 ottobre 2025, n.253, pp.2-3. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2025/10/30/253/sg/pdf>>

² Costituzione della Repubblica Italiana. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

³ Ordinanza Ufficio Centrale per il Referendum del 18 novembre 2025. <https://www.cortedicassazione.it/resources/cms/documents/ORDINANZA_UCR_18_novembre_2025.pdf>

領、破棄院院長及び破棄院付検事長⁴に加えて、全ての通常司法官が、各部門に属する司法官の中からその3分の2を選び出し、国会の両院合同会議が、大学の法律学の正教授及び15年の職歴を有する弁護士の中から3分の1を選出する（第104条）。通常司法官の選挙による構成員は20名、国会の選挙による構成員は10名である⁵。

（ii）改正後の規定

上述の規定に、司法組織に関する規範により裁判官及び検察官の異なるキャリアが定められること（憲法改正法律案（以下「改正法」）第2条による第102条の改正）、司法府が裁判官及び検察官から成ること（改正法第3条による第104条の改正。以下同じ。）が加えられた。また、司法職高等評議会を裁判職高等評議会と訴追職高等評議会（Consiglio superiore della magistratura requirente）に分け、大統領のほか、前者については破棄院院長、後者については破棄院付検事長が、その構成員となる。その他の構成員について、3分の1は、大学の法律学の正教授及び15年の職歴を有する弁護士の名簿であって、国会がその発足から6か月以内に両院合同会議における選挙により作成するものから、抽選により選出される。残りの3分の2は、裁判官及び検察官の中から、それぞれ法律で定める人数及び手続に従い選出される。裁判職高等評議会及び訴追職高等評議会の権限については、司法職高等評議会が担ってきた司法官の「昇進及び懲戒処分」について「専門能力の評価及び職務の付与」と改め、懲戒に関する権限は、新たに設置する懲戒高等裁判所が担うこととした（改正法第4条による第105条の改正）。

（2）懲戒高等裁判所の設置

懲戒高等裁判所は、次のように選出される15名の裁判官で構成される。①大学の法律学の正教授及び20年の職歴を有する弁護士の中から、大統領が3名を任命する。②同様の要件を満たす者の中から、国会がその発足から6か月以内に両院合同会議における選挙により名簿を作成し、そこから抽選で3名を選出する。③20年の職歴及び破棄院での職務経験を有する裁判官から抽選で6名を選出する。④⑤と同様の要件を満たす検察官から抽選で3名を選出する。懲戒高等裁判所の判決に対しては、同裁判所のみに上訴が可能であり、同裁判所は、当該判決に関与した構成員を除いて審理を行う（以上、改正法第4条による第105条の改正）。なお、現在、司法職高等評議会の懲戒に関する措置は、破棄院合同部⁶に上訴が可能である⁷。

3 改正に対する反応

賛成側には、①司法官のキャリア分離により裁判官の公平性が向上する、②懲戒高等裁判所の設置及び破棄院への上訴を認めないことにより、司法制度がより機能的かつ自律的になる、③裁判職高等評議会等の構成員に係る抽選制導入は司法の政治的派閥の解消に資するといった主張が見られる⁸。他方、反対側には、司法職高等評議会の分割、その構成員の抽選制による選出、懲戒権限の移管により、司法職高等評議会の自律性及び独立性が弱体化し、司法官のキャリア分離と併せて、司法に対する政治の影響力が過度に強くなるといった批判が見られる⁹。

⁴ 我が国とは制度が異なるため一概に言えないが、最高裁判所長官と検事総長に相当する。

⁵ 1958年3月24日法律第195号「司法職高等評議会の設立及び機能に関する規範」（L. 24 marzo 1958, n.195, Norme sulla costituzione e sul funzionamento del Consiglio superiore della Magistratura.）（以下「1958年法」）第1条に基づく。

⁶ 破棄院は、民事部と刑事部に分かれ、各部はそれぞれ合同部と複数の通常部から成る。このうち、合同部は、特に重要な問題等の解決を図る。大村雅彦編著『司法アクセスの普遍化の動向』中央大学出版部, 2018, pp.291-292.

⁷ 1958年法第17条に基づく。

⁸ *La Repubblica*, 2025.10.31; *Il Sole 24 Ore*, 2025.10.31.

⁹ *La Repubblica*, *ibid.*; *Il Sole 24 Ore*, *ibid.*; *La Repubblica*, 2025.12.11.